



北九州市
ホームページ

主な内容

特集 1~2
なくそう! 受動喫煙

トピックス 3~4
●新型コロナウイルス
正しい知識で、正しく防ぐVol.3 など

すこやかハート北九州 5
情報ステーション 6~11
*最終ページは人口データと若松区の情報

関連情報は
3 ページへ

~新型コロナウイルス感染拡大防止のために~

- 「自分が感染しているかもしれない」という意識を常に持ちましょう。
- マスク、手洗い、人との距離、3密の回避など、「新しい生活様式」を実践しましょう。

北九州市新型コロナ
ウイルス相談ナビダイヤル
☎0570・093・567
☎522・8775

ご存じ
ですか?

たばこの「新ルール」

特集 なくそう! 受動喫煙

受動喫煙とは、本人がたばこを吸っていないくても、他の人が吸っているたばこの立ちのぼる煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことをいいます。この望まない受動喫煙をなくすための新しい喫煙ルールを定めた改正健康増進法が、4月1日から全面施行されています。多くの施設は屋内が原則禁煙となり、喫煙室を設ける場合も細かいルールが定められました。

喫煙は、たばこを吸う人はもちろんのこと、吸わない人にとっても大きな健康リスクとなります。新しい喫煙ルールをしっかりと守り、受動喫煙のないまちを目指しましょう。



改正健康増進法の5つのポイント

1 多数の人が利用する施設は、原則として屋内禁煙です



飲食店やホテル、駅などは屋内禁煙。学校、病院、行政機関などは原則敷地内も禁煙。加熱式たばこもNGです。

2 喫煙室の設置方法にも、ルールがあります



煙が他の部屋に流れ出ないように、壁や天井で区画する、換気扇を設けるなど、一定の決まりがあります。

3 喫煙室を設置する場合、標識の掲示が必要です



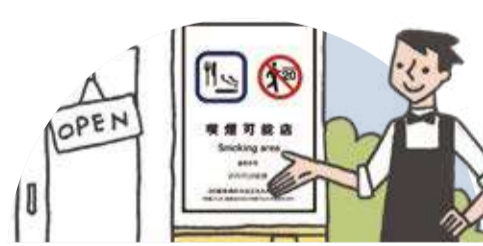
喫煙室の出入り口だけでなく、施設の主な出入り口にも掲示が義務付けられました。

4 喫煙エリアへの20歳未満の立入は禁止です



喫煙エリアへは喫煙を目的としない場合でも、20歳未満の人は立入禁止です。

5 「経過措置」を受ける小規模飲食店は、市への届け出が必要です



既存の小規模飲食店(※)は当面の間、店内の全部または一部で喫煙させることができますが、届け出をし、標識を掲示する必要があります。

ルールを理解し、守ることで望まない受動喫煙をなくし、気持ちよく過ごせる環境をつくっていきましょう。皆さんのご協力をよろしくお願いします。



喫煙可能の掲示がないのに灰皿が...!!
そんな時は本市健康推進課
☎582・2018にご連絡を。

(義務違反時には指導、命令、罰則などが適用されることがあります。)

詳しくは2ページに続きます

※ 既存特定飲食提供施設の要件
●令和2年4月1日時点で営業している飲食店であること
●中小企業法における定義などから資本金5,000万円以下であること
●客席面積100平方メートル以下であること

受動喫煙対策は、マナーからルールへ

たばこを吸わない人への気配りは、ごく当たり前の喫煙マナーです。そうした従来からのマナーに加えて、具体的な義務規定を盛り込んだのが、今回の改正健康増進法。健康への影響が大きい子どもや妊産婦などの「望まない受動喫煙」防止を図る新しい喫煙ルールです。

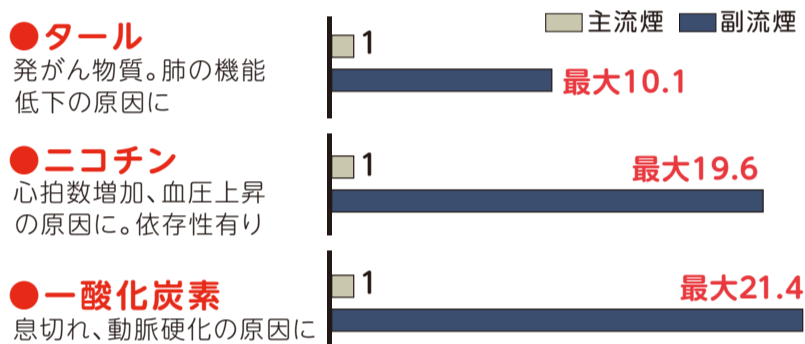
受動喫煙のリスク

副流煙(火をつけたたばこから立ちのぼる煙)には、主流煙(喫煙者が吸い込む煙)の数倍、タール、ニコチン、一酸化炭素などの有害物質が含まれ、健康に大きな影響を及ぼしています。

子どもの健康への影響も甚大で、気管支喘息^{ぜんそく}、乳幼児突然死症候群、虫歯のリスクを1.5~2倍高めるという疫学データも報告されています。

さらに、たばこを吸う人の衣服や髪の毛、部屋の壁や床、カーテンに染込んだ残留物質を吸い込むことを「三次喫煙(サードハンドスモーク)」と言い、部屋で過ごす時間が長い乳幼児などへの影響が懸念されています。

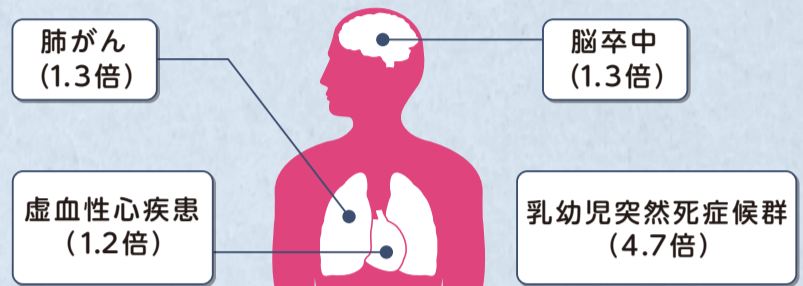
主流煙との比較による副流煙に含まれる有害物質の割合



出典:厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」

受動喫煙により発症リスクが高まる病気など

受動喫煙にさらされている人は、受けていない人に比べ「**病気にかかるリスク**」が高い



日本では、受動喫煙が要因の疾患で、
年間約15,000人が、
死亡していると推計されています。

出典:厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」
国立がん研究センターホームページ「がん情報サービス」

「加熱式たばこ」について

喫煙者本人及び周囲への健康影響や臭いなどが紙巻たばこより少ないのではないかと期待から、使い始める人が多くなります。しかし、たばこ葉を熱することで煙を発生させており、煙には紙巻たばこと同様にニコチンなど多くの有害物質が含まれています。



！ たばこを吸わない人への気配りとして

● 道路、公園などでは、市条例によって喫煙しないよう努めることとされています。路上喫煙は迷惑かつ危険な行為です。歩きながらの喫煙や、灰皿が設置された場所以外での喫煙は、やめましょう。



● 自宅で喫煙する際も、ベランダや換気扇から出るたばこの煙や臭いが他の部屋に入り込むことがあります。家族や近隣住民に十分な配慮をしましょう。



きたきゅう健康づくり応援店

🚭 たばこの煙のない店

積極的に禁煙に取り組む飲食店などを「きたきゅう健康づくり応援店～たばこの煙のない店～」として、市のホームページや、健康づくりアプリ「GO!GO!あるくっちゃんKitaQ」などでも紹介しています。また、登録店も随時募集中です。

健康づくりアプリ「GO!GO!あるくっちゃんKitaQ」のダウンロードはコチラから!



▲認証ステッカー

本市では「健康(幸)寿命プラス2歳」を目指して、市民の健康づくりをサポートしています。受動喫煙防止の取り組みもその一環です。WHO(世界保健機関)は、新型コロナウイルス感染症に関して「してはいけないこと」の第一に「喫煙」をあげています。

喫煙者の皆さんは、喫煙ルールを守るとともに、ご自身の健康や家族のためにも、ぜひこの機会に禁煙を検討してみてください。いかがでしょうか。「やめたいけど、なかなか…」という人は、医療機関や薬局の禁煙支援を受けられることをお勧めします。また、各区役所保健福祉課では禁煙支援ガイドブックを配布しています。ぜひご利用ください。



この特集に関するお問い合わせ 保健福祉局健康推進課 ☎ 582・2018